

# 【資料1】

## 壱岐市自治基本条例の検証方法等について

### 1 検証の方向性・視点

○壱岐市自治基本条例では、壱岐市において自治や市政を運営していくにあたっての基本的な事項・原則について定めていることから、壱岐市におけるまちづくりにおいて、最も尊重すべき条例として位置付け、遵守することを定めている。

○検証にあたっては、次の視点により検証を行う。

- ★社会情勢の変化に対応した規定となっているか。
- ★壱岐市にふさわしい自治を推進する内容となっているか。
- ★条例が活用されているか。

### 2 具体の検証方法

(1) 壱岐市自治基本条例審議会による検証

- ↓ ↑
- ・制定後の市の取組状況の確認
  - ・市担当課への意見聴取（市の検証結果の確認及びヒアリング）

(2) 専門部会による検証

- ・制定後の取組状況
- ・条文及び逐条解説の検証

【専門部会】

- 条文を分野ごとに振り分けて、市役所各課の管理職と関係団体にて構成
- 各課の課長をファシリテーターに4～6人程度のグループワークを行う

(3) パブリックコメントの結果を踏まえた検証

### 3 検証結果の報告区分

各条項及びそれに基づいた取組を確認した上で下記3つの区分に整理し検証結果として市長に報告する。

★冒頭：検証結果の報告

- (1) 条文の改正（社会情勢の変化等による新たな規定の追加等）
- (2) 逐次解説の見直し（市民に十分理解していただくための修正等）
- (3) 条例の運用（条例の趣旨を活かす取組の推進）